

令和3年10月

生徒のみなさん

有田町教育委員会学校教育課  
有田町立有田中学校

## 学習用タブレット端末の持ち帰りルール

タブレット端末は、ノートや鉛筆などと同じように使う文房具の一つとなり、大変便利なものですが心配されることもありますので、「タブレット端末の持ち帰りルール」を定めました。

みなさんでこのルールを守り、タブレット端末を安全で快適に活用していきましょう。

### 1 目的

- ・学校が貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うものです。学習活動に関わる以外に使うことはできません。

### 2 使用する場面

- ・自宅以外では使用しません。
- ・登下校中は、タブレット端末をバック（ランドセル）から出しません。
- ・タブレット端末の使用前は、せっけんで手指をしっかりと洗います。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・持ったまま走ったり、地面や床に置いたりしません。学校で決められた場所に置くようにします。
- ・バックの下に置いたり、バックの底に入れたりしません。
- ・水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしません。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- ・鉛筆やペンできずついたりふれたり、落書きしたり、磁石をつけたりすることなどは、絶対にしません。
- ・SNSは利用できません。

### 3 健康のために

- ・タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。

- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいをしながら使います。
- ・寝る30分前は使いません。

#### 4 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じます。そして、学校に先生に知らせます。

#### 5 個人情報など

- ・タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真、動画など）はインターネット上に絶対に書き込みません。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを、絶対に書きこみません。
- ・各機能・サービスを利用するためのアカウントやID、パスワードは、各個人に配付されています。アカウントやID、パスワードなどは、お家の人と先生以外の人に分からないようにします。

#### 6 カメラで撮影

- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

#### 7 不具合や故障

- ・こわれたり、なくしたりした時は、学校の日先生にいます。
- ・故障・破損をした場合、状況に応じて、購入代又は修理代を払うことになります。

#### 8 使用の制限

- ・「学習用タブレット端末の持ち帰りルール」が守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなります。